

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丸森町長 保 科 郷 雄

市町村名 (市町村コード)	宮城県丸森町 (04341)
地域名 (地域内農業集落名)	丸森地区 (山内、山田、田町、鳥屋、深山、本町、片岸、新町、羽入、東向、上滝、上林、五福谷、竹谷、大川口、欠入、峠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、水稻、園芸、畜産、それぞれの担い手が主に農地を維持しているが、担い手の高齢化が進んでおり、新たな担い手の育成、確保が必要である。その一方で、地域の農地を守るために、地域住民が一丸となって集落営農法人を設立した地域もあり、今後のモデルケースとして活躍が期待される場所である。また、基盤整備事業に取り組む地域もあり、担い手となる集落営農法人の育成と合わせて、事業実施に向けて進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基盤整備事業区域においては、収益力の向上や生産性の向上を図るため、高収益作物の生産と合わせて、スマート農業に取り組むことで、本町農業を牽引する経営モデルとして推進していく。
 ・その他の平坦部は水稻、園芸、飼料作物の作付を基本とし、現在の担い手が協力して集約を進めていく。
 ・山間部のうち羽出庭地区においては、集落営農法人が中心となり農地を維持していく。
 ・その他の山間部は水田農家が減少しているため、畜産農家へ草地として集約しながら、現耕作者と中山間地域等直接支払制度の集落協定の活動を中心に現状を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	513.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	513.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・基盤整備事業区域においては、担い手に集約することを基本とする。
 ・その他の平坦部は、優良な農地が多いことから、担い手が中心となり区域内の農地を維持していく。
 ・耕作者が不在となる農地については、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握しつつ、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地集積を推進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手へ農地を集積・集約する際には、原則として農地中間管理機構を活用するものとし、目標地図を基に農業委員や農地利用最適化推進委員が調整役を担う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用に際しては、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握した上で、生産性の向上や営農意欲の増進につながるよう配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業競争力強化農地整備事業を活用し、農地の大区画化・乾田化・集積のための基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、本人の意向を踏まえながら担い手として育成していく。なお、育成に当たっては県やJA等と連携を図るものとする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
計画なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	鳥獣被害防止対策	☒	有機・減農薬・減肥料	☒	スマート農業	☐	畑地化・輸出等	☐	果樹等
☐	燃料・資源作物等	☐	保全・管理等	☐	農業用施設	☒	耕畜連携等	☐	その他

【選択した上記の取組方針】

駆除隊による有害鳥獣の捕獲を徹底するとともに、防護柵の設置や被害に遭いにくい作物を選定し、鳥獣被害を防止する。
 価格が高止まりしている農業資材の使用低減や環境に配慮した持続可能な農業を実現するため、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
 基盤整備区域において経営の効率化を図るため、自動操舵機械の整備やデータ蓄積による経営管理システムなどICTを取り入れたスマート農業を推進する。
 畜産農家が耕種農家と連携し、牛ふん堆肥の提供を行っていく。